

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

令和5年2月8日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

①特船契第 22050 号 ②特船契第 22051 号

③特機契第 22059 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 ①、② 20 ③11

(2) 購入等件名及び数量

① 7メートル型高速警備救難艇 7 隻買入

② 複合型機付ゴムボート（7メートル型） 3 隻買入

③ 540 k W ディーゼル機関 2 台ほか 4 点買入

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 納入期限 ①、②令和8年11月30日

③令和7年2月28日

(5) 納入場所 ①、②建造請負造船所

③建造請負造船所ほか1箇所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システム（G E P S）の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代

えることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、

①、②「物品の販売(船舶類)」

③「物品の販売」

のA, B, C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支

配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達（GEP S）

<https://www.geps.go.jp/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理

室 第二契約係 山本 健 電話 03-3591-6361
内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等（入札説明書含む）の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/seifutyoutatu.html>.

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和5年2月17日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

①、②令和5年3月16日 17時00分

③令和5年3月8日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

①令和5年3月17日 14時15分

②令和5年3月17日 14時45分

③令和5年3月9日 14時30分

海上保安庁入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格
のない者のした入札及び入札に関する条件に違反
した入札。

(4) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調
達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注
者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KATUYAMA Kiyoshi, Vice Commandant, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: ①、②20 ③11

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required. :

① 7m type Patrol Boat 7 boats.

② Complex type Patrol Boat (7m) 3 boats.

③ 540kW Diesel engine 2 sets and 4 pieces.

(4) Delivery limit:

①、② 30. November. 2026.

③ 28. February. 2025.

(5) Delivery place:

①、② Contracted Shipyard.

③ Contracted Shipyard and JCG.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet

Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A to D level of interest in Selling in Kanto • Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022•2023•2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;

①、② 17:00, 16. March. 2023.

③17:00, 8. March. 2023.

(8) Contact point for the notice: YAMAMOTO Ken,
2nd Contract Section, Contract and Accounts
Office, Budget Division, Administration
Department, Japan Coast Guard, 2-1-3,
Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976
Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号：特船契第 22051 号

契約件名：複合型機付ゴムボート（7メートル型）3隻買入

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和5年2月8日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 契約担当官等
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔
- 2 調達内容
 - (1) 契約件名
複合型機付ゴムボート（7メートル型）3隻買入
 - (2) 契約内容
仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
令和8年11月30日
 - (4) 納入場所
建造請負造船所
 - (5) 仕様説明会の日時等
仕様説明会は実施しない。
なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。
仕様書等に関する問い合わせ先
〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁装備技術部船舶課 長谷川
03-3591-6361 (内線4421)
 - (6) 入札方法
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。
この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
 - (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格審査)において「物品の販売(船舶類)」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(ただし指名停止期間中にあるものは除く。)
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに上記2(5)に技術審査書類を提出し、同審査に合格した者であること。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4(5)の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。(電子調達システムにより提出するものは除く)
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。(郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る)
また、代表者から委任を受けている者(以下「受任者」という)が入札を行う場合は期間委任状(様式5)又は都度委任状(様式6)を入札参加手続きまでに提出する(当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。)

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状(書面)の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
 電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
 ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
 直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
 なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和5年2月17日 17時00分
 各提出書類の提出先は次のとおりです。
 ○電子調達システムにより入札参加する場合
- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
 - ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
 - ・技術審査資料(提出先上記2(5))

- 紙入札により入札参加する場合
- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
 - ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
 - ・技術審査資料(提出先上記2(5))

- (6) 証明書等審査結果の通知
 4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和5年2月21日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 山本 健
TEL03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和5年2月8日 から 令和5年2月17日 まで

(4) 入札書の提出期限

令和5年3月16日 17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)

ウ 入札書等の提出

- a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
- b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
- d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。
- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
 - ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - ウ 記名（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
 - カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
 - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあつては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
 - ケ 競争参加資格のあるものであつても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

- (8) 開札の日時及び場所
日時：令和5年3月17日 14時45分
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法
- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする事があ

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後払いとする。ただし既納部分払い2回を限度とする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札書

一金

ただし 複合型機付ゴムボート（7メートル型）3隻買入

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(特船 22051)

1. 発注件名 複合型機付ゴムボート (7メートル型) 3隻買入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担当者 (会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 複合型機付ゴムボート（7メートル型）3隻買入

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 複合型機付ゴムボート(7メートル型)3隻買入

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

企業名称

代表者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名:

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式3)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式 5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式 6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名：複合型機付ゴムボート（7メートル型）3隻買入」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

令和4年度
特船契第22051号

物品売買契約書

物品売買契約書

1. 契約物品 複合型機付ゴムボート（7メートル型）3隻買入

2. 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	合 価	摘 要
別紙内訳のとおり						

3. 納入期限 令和8年11月30日

4. 納入場所 ヘリコプター搭載型巡視船（国際業務対応・練習船）建造請負造船所ほか2箇所

5. 契約保証金 免除

上記物品の売買について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔 は、
受注者 と、次の条件により売買契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書、図面又は備付見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期限までに、納入場所に納入するものとし、発注者は、これに対し、受注者に代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈)

第2条 物品に関する仕様書等について疑義を生じたときは、すべて発注者の解釈によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。
- (2) この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(設備等の調査)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、職員を派遣し、受注者の設備、物品の製造過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。
この場合において、受注者は、発注者又は当該職員の指示に従わなければならない。

(代理人等の変更)

第5条 発注者は、受注者の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、その事由を明示してその変更を求めることができる。

(物価変動等による契約金額の変更)

第6条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、契約金額を変更することができるものとする。

2 削除

(納入期限の変更等)

第7条 発注者は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第8条 受注者は、物品を納入するときは、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。ただし、物品の納入場所が海上保安庁の所在地以外の場所（以下「隔地」という。）である場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の場合においては、納入のため物品を隔地の納入場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を納入場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

第9条 発注者は、前条第1項の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。

2 受注者は、納入場所が隔地である場合は、原料又は材料の配合、物品の性能等について検査を必要とする場合その他特別の事情がある場合には、発注者があらかじめ指示するところに従い、物品の納入又は発送前その他適当な時期に検査申請書をもって必要な検査を発注者に請求するものとし、発注者は、物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。

3 発注者は、前項の検査をした物品については、第1項の検査の一部を省略することがあるものとする。

4 発注者は、第1項及び第2項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、納入の通知又は検査の請求を受理した日（これらの日以降において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

5 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を受注者に通知するものとする。

6 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

7 受注者は、隔地の納入場所に物品が到着したときは、物品の数量及び運送によって生じた事故の有無について、納入場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとし、又この提出した証明を認確することによって第1項の検査に代えるものとする。

8 物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずる変質、変形、消耗、破損等による損失は、受注者の負担とする。

(引渡物品の引渡)

第9条の2 発注者より受注者へ引渡す物品は、受注者からの納入物品受領後、評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、受注者は、直ちにこれを検査のうえ引き取るものとする。

2 前項の交換が終了した後において、発注者の引渡物品に本契約の内容に適合しないもの(契約不適合)を発見しても、受注者は、異論を申し立てないものとする。

(所有権の移転)

第10条 物品の所有権は、次項の場合を除き、納入場所において、発注者が物品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、受注者から発注者に移るものとする。

2 隔地を納入場所とした物品の所有権は、納入場所において、前条第7項の責任者が同項の証明のための調査を終り、異状のないことを確認したときから、合格物品についてのみ受注者から発注者に移るものとする。

3 物品の性質上必要な容器、包装等は、発注者の所得とする。

(値引受領)

第11条 発注者は、物品に多少不備な点があっても、契約した目的を達するうに支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引きして、これを受領することがあるものとする。

(代品納入)

第12条 受注者は、第9条の規定による検査に合格しない物品があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。

2 この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

(不合格品等の措置)

第13条 受注者は、発注者から物品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく不合格又は過納の物品を引き取るものとする。

2 発注者は、前項の場合において、相当期間内に受注者が不合格又は過納の物品を引き取らないときは、受注者の負担において、当該物品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

(代金の支払)

第14条 発注者は、受注者が物品の完納後提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、前項の規定に係らず、物品の完納前2回を限度とし、受注者より既納部分の支払いの請求があったとき、その支払いは、前項に準じて行うものとする。

3 受注者は、前項の既納部分の支払いを請求するときは、既納部分検査申請書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。この場合の検査の方法等は第9条を準用する。

4 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第15条 発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(納入期限の延伸)

第16条 受注者は、納入期限までに物品を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可能期日を明示して、発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第17条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品納入の日までの日数に応じ、当該納入物品の契約金額の年3パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、発注者が第8条第1項の納入の通知又は第9条第2項の検査の請求を受理した日（これらの日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときはその日）の翌日から検査終了の日（不合格品については、不合格通知の日）までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(危険負担)

第18条 物品の所有権が移転する以前に生じた物品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第19条 受注者は、物品の所有権移転後1年（物品が発注者の建造する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶が発注者が引渡しを受けた後1年を経過する日まで間）以内に、その物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（船舶の配属先の管区本部長を含む。）の請求により、同種の良品と引き換え、若しくは修理（物品の引取り、引渡期間を含め30日以内に修理完了するものに限る。）をし、又は発注者の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

- 2 前項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。
- 3 第1項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第20条 下記各号の一に該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解約の申出があったとき。
 - 二 受注者が納入期限までに物品を納入しないとき又は納入期限までに物品を納入する見込みがないことが明らかなきとき。
 - 三 物品が不合格となったとき。(納入期限前に物品が不合格となり納入期限内に合格品の納入の見込みがない場合を含む。)
 - 四 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき又はこれらの者が発注者の行う調査若しくは検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。
 - 五 受注者が第3条の規定に違反したとき。
 - 六 前各号のほか受注者が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - 七 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第一号から第六号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第一号から第三号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
 - 3 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - 二 暴力団(暴力団対策法第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第一号から第三号までの場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第21条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(相殺等)

第22条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の限期までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第一号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

(秘密の保全)

第25条 受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3
氏 名 支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔

受注者 住 所
氏 名

仕様書

1 契約件名

複合型機付ゴムボート（7メートル型）3隻買入

2 納入期限

令和8年11月30日

3 納入場所

ヘリコプター搭載型巡視船（国際業務対応・練習船）

建造請負造船所

大型巡視船（3,500トン型）（1番船）建造請負造船所

大型巡視船（3,500トン型）（2番船）建造請負造船所

4 検査

納入にあたっては当庁検査職員の検査を受けること。

5 支払い

納入完了後とする。ただし中間払い2回を認める。

6 その他

詳細は別添「令和4年度補正7メートル型複合型機付ゴムボート（ミランダ式ボートダビット用）3隻買入仕様書」のとおり。

内訳書

複合型機付ゴムボート(7メートル型)3隻買入			納入期限		令和8年11月30日						
			納入場所		大型巡視船(3500トン型)(1番船) 建造請負造船所		大型巡視船(3500トン型)(2番船) 建造請負造船所		ヘリコプター搭載型巡視船(国際業務対応・練習船) 建造請負造船所		
番号	品目等	規格	合計	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	記事
1	7メートル型複合型機付ゴムボート	仕様書のとおり	3	隻	1		1		1		

保 装 船 第 331 号

令 和 5 年 1 月 13 日

令 和 4 年 度 補 正

7 メートル型複合型機付ゴムボート
(ミランダ式ボートダビット用) 3 隻

買 入 仕 様 書

海 上 保 安 庁 装 備 技 術 部

目 次

第 1 章	総 則	P. 1
第 2 章	要 目	P. 4
第 3 章	各部仕様	P. 8
第 4 章	図 書	P. 12
別紙 (様式 1・2)		
別添 海上運転試験要領書		

第1章 総則

1. 目的

海上保安庁が購入する7メートル型複合型機付ゴムボート（ミランダ式ボートダビット用）（以下「本艇」という。数量は1隻分を示す。）の仕様について定めることを目的とする。

2. 用途

本艇は、令和4年度補正ヘリコプター搭載型巡視船（国際業務対応・練習船）、大型巡視船（3,500トン型）の搭載艇として搭載艇揚卸装置（ミランダ式ボートダビット）と組み合わせて使用し、警備救難業務に従事する。

ミランダ式ボートダビットの吊り上げに位置については、以下のとおりとする。

- ・ヘリコプター搭載型巡視船（国際業務対応・練習船）の右舷吊り1隻
- ・大型巡視船（3,500トン型）の右舷吊り2隻

3. 一般原則

納入業者は、本艇の用途を考慮し、本書に従って十分な配慮のもとに、善良な注意をもって本艇を納入すること。

本艇（装備品等を含む。）は、新艇・新品であること。

4. 準拠法規

- (1) 納入業者は、本艇の製造にあたっては、船舶安全法、海上衝突予防法等関係法令の定めるところに従うものとし、これらの法令の定めるところにより所要の検査等を受けて本艇をこれに合格させること。
- (2) 納入業者は、船舶安全法等に定める検査等に必要の手続きを行うこと。
- (3) 本艇の計器及びモニターの計量単位表示は、SI単位を使用すること。
- (4) 納入業者は、小型船舶の登録等に関する法律の関係法令に基づき、本艇の登録等を行うこと。
- (5) 本艇に使用する材料は、原則として「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく材料を使用すること。
また、本艇には、石綿（白石綿、温石綿、青石綿、茶石綿等）を含む材料は、一切使用しないこと。
- (6) 『IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ』（平成30年12月10日関係省庁申合せ）別紙2に掲げる機器を使用する場合は予め海上保安庁装備技術部船舶課長（以下「船舶課長」という。）に機器リストを提出し、船舶課長がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭できないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等、船舶課長と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

5. 図 書

- (1) 納入業者は契約後、速やかに協議用図書 2 部を船舶課長に提出し、内容について協議すること。
- (2) 納入業者は本艇納入後、速やかに完成図書を提出すること。
- (3) 各図書は日本語で記述すること。
- (4) 各図書の計量単位表示は、SI 単位を使用すること。
- (5) 納入業者は、本艇搭載母船建造にあたって必要な図書を、本艇搭載母船建造監督職員、艀装員及び本艇搭載母船建造造船所に対して必要部数を供給すること。

6. 要求性能を満足することができないおそれがある場合の処置等

- (1) 納入業者は、本艇の納入にあたり、天変地異その他納入業者の責めに帰することができない事情により、本仕様書上の要求を満足することができないおそれがある場合は、ただちに船舶課長と協議すること。
- (2) 納入業者は、5.(1)の船舶課長との協議結果に従ったことを理由として本仕様書上の責任を免れることはできない。
- (3) 詳細設計の段階において、合理性、機能性等を検討した結果、艀装品の個数や配置変更等の調整が必要な場合は、次によるものとする。
 - ア 本書で指定する艀装品等の個数については、船舶課長の承認を受け、指定する個数を上回って差し支えない。
 - イ 艀装品等については原則として本書で指定した仕様・配置によるが、船舶課長の承認を受け、使用場所の周囲環境、使用目的等に応じ同等品を使用、又は、配置を変更して差し支えない。

7. 試運転用油脂類の処理

- (1) 納入業者は、海上保安庁規格に適合する燃料油、潤滑油又は船舶課長の承認を受けた燃料油、潤滑油等を購入し、フラッシングその他の必要な事前対策、試運転中の清浄対策等十分な措置を講じて試運転油脂類を搭載し、機関、機器類の試運転等を実施すること。
- (2) 納入業者は、前項の油脂類の残油を次のとおり処理すること。
 - ア 燃料油については、本艇引渡し時に空タンクの状態にすること。ただし、納入業者と海上保安庁次長が協議のうえ、異議がない場合は、海上保安庁次長は、適正な価格で購入することができるものとする。
 - イ 主機関の潤滑油、その他の油脂類については、当該機器類の運転に支障がない程度のを当該機器中に残したまま引渡すこと。
- (3) 納入業者は、引渡し時には艇内ビルジを除去し、艇内を清掃すること。

8. 引継関係書類

納入業者は、船舶安全法に定める検査等に必要の手続きを行った際に入手した書類を

船舶課長に提出すること。また、次に掲げる関係書類を作成し、本艇引渡し時において船舶課長に電子データで提出すること。

- ア 仕様諸元
- イ 写真
- ウ 船舶検査証書 (写)
- エ 船舶検査手帳 (写)
- オ 予備品、要具、装備品目録

9. 引渡し場所

本艇の引渡し場所は、船舶課長の指定する場所とする。

10. その他

納入業者は、船舶課長が指定する日時及び場所に責任ある技術者を派遣し、船舶課長が指定する者に対して本艇の取扱い説明を行うこと。

第2章 要 目

1. 船質、航行区域等

船 質	FRP
航 行 区 域	遠洋区域 (母船から 5 海里以内の水域に限る。) 及び沿岸小型船舶の航行区域※1
推 進 方 法	船外機 2 基

※1: '本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から 5 海里以内の水域及び平水区域

2. 速力、航続距離

速 力 (連続最大出力時主機回転数※2にて) (燃料満載、全装備品搭載、2名乗艇 [75kg/人])	40 ノット 以上 (プロペラガード装着時) 30 ノット 以上
航続距離 (上記状態、38 ノットにて)	100 海里 以上

※2: 連続最大出力時回転数は、陸上運転時の数値以下とする。

3. 主要寸法等

全 長 (浮体前端よりトランサム後端までの水平距離)	7.5m 以下
全 幅 (最広部における浮体の外端間の水平距離)	2.9m 以下
型 深 さ	1.2m 以下
高 さ (マストを倒した状態で船底からの高さ)	2.15m 以下
重 量 (燃料満載、全装備品搭載、最大搭載人員乗艇)	2.9 トン 以下

4. 最大搭載人員

	沿海区域を航行する場合	その他の場合
船 員	1 名	1 名
そ の 他	9 名以上	0 名
旅 客	0 名	9 名以上
合 計	10 名以上	10 名以上

5. 艇体構造

浮 体	充填材 (ポリエチレンフォーム又は同等品) 入り
船 底 部	浮力材注入 FRP

6. 操舵装置

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
油圧ステアリング		1 式	油圧シリンダーは船外機 1 基につき 1 台とすること。

7 法定備品

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
小型船舶用救命浮環		2 個	
小型船舶用救命胴衣	TYPE A	最大 搭載 人員分	
小型船舶用自己点火灯		1 個	
小型船舶用自己発煙信号		1 個	
小型船舶用火せん		4 個	
信号紅炎		2 個	
発煙浮信号		2 個	
黒球		3 個	
あかくみ		1 個	
消火バケツ		1 個	
消火器		1 個	
係船用ロープ	φ9mm× 12m	2 本	
アンカー		1 個	
アンカーロープ	φ9mm× 40m	1 本	
航海灯類		1 式	
笛		1 個	
双眼鏡		1 個	
磁気コンパス		1 台	
航海用レーダー反射器	レーダー断面積 2.5m ² 以上	1 個	
短波ラジオ		1 台	
海図又は航海用参考図		1 枚	航海用参考図は、検査機関が適切と認めるものに限る。

8 装備品等

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
パドル		1 組	
蓄電池	容量：52AH 以上	4 個	船外機 1 基につき、 容量 52AH 以上×2 個
リペアキット		1 式	
探照灯	光度：40 万 cd 以上	1 台	
リフティングスリング		1 式	
艇体及び船外機カバー		1 式	
水洗キット		1 式	船外機用
スパイダーネット		1 式	取付金具を含む。
赤色回転灯		1 式	
GPS プロッタ	指示器表示部： カラー液晶ディスプレイ 7.0 型以上 GPS 受信器： GPS 50 チャンネル プロッタ機能： new pec チャート対応 防水性能：IPX6 電源：DC12～24V	1 式	SBAS 対応
レセプタクル	AC100V	1 式	電源出力用
その他		1 式	メーカー装備品

9 推進装置

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
船外機 (燃料：ガソリン)	連続最大出力： 約 110kW/基 クラッチ機能、逆転機能、 電動チルト機能付 付属機器：発電機、プロペ ラガード（脱着可能）	2 基	チルトアップ時にも 操舵・航行が可能なこ と。 外装に出力の表示を しないこと。

10 主機遠隔操縦装置

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
リモコンボックス		1 式	操縦用コンソールに

			設置すること。
リモコンケーブル		1式	ケーブル類は暴露部に敷設しないこと。

1.1 タンク類

名 称	形式及び要目	数 量	備 考
燃料油タンク		1式	複数のタンクを有する場合、タンク切替可能な装置を取り付けること。

第3章 各部仕様

1. 性能等

良好な凌波性、操縦性を有し、平穏な海面において燃料満載、全装備品搭載、2名乗艇（乗員1名あたり75kgとする。）の状態、主機の連続最大出力時回転数で40ノット以上の速力を出せること。ただし、プロペラガード装着時においては30ノット以上とする。

2. 艇体構造

(1) 浮体

ポリエチレンフォーム又は同等品入りゴム浮体入り等とし、荒天時においても十分な復原性及び乾舷を有する形状・容量とすること。また、強行接舷等の動的な衝撃にも十分耐えられる構造とすること。

(2) 船底・甲板部

船底・甲板部には浮力材注入FRPを使用し、外洋での使用に耐えうる堅牢さを持っていること。

甲板上面には、滑り止め加工がなされていること。

(3) 塗色

塗色は、浮体部が黒色、船底・甲板部が灰色、艇体及び船外機カバーが灰色とすること。

(4) その他

本艇に使用するネジ等金属材料は、ステンレス等耐食性に優れたものとする。

(5) 部分補強

ダビットによる本艇の降下・揚収及び保管時の荷重を考慮し、必要な補強を行うこと。

3. 艙装

(1) 操縦装置

操縦席前面に操縦用コンソールを設け、操縦用ハンドル、船外機リモコンボックス、磁気コンパス、機関回転速度計、運転時間計、バッテリー計、船外機チルトアップスイッチ、航海灯・探照灯スイッチ、GPSプロッタ（保護箱等を設けること。）及び携帯無線機ホルダーを装備すること。

操縦装置は、十分な強度を有する油圧ステアリングにより船外機を操作する構造（船外機1基に1個の油圧シリンダーを有する方式）とすること。

操縦用ハンドルにはハンドルスピナーを備えること。

操縦席前面及び側面に風防（3面、乗員の艇内移動に配慮した上細りの形状のもの）であり、上部に手摺りが付いているもの）を備えること。

(2) 座席

操縦者を含め10名が着席できるよう座席を設けること。

座席の配置は航行中のトリムが適正な状態となる配置とすること。

また、操縦席及びその後部に設ける座席にはフットストラップを設け、座面クッションは排水、疲労等に配慮した構造とすること。

(3) 探照灯

光度 40 万 cd 以上のポータブル探照灯 (手動) とすること。

船首デッキ後端部付近、マスト右舷、マスト左舷に固定可能なものとすること。

搭載母船の舷側係留時において艇の動揺により破損しないよう、艇体傾斜を勘案のうえ、突出しない位置に設けること。

(4) 固定金具

乗員持ち込みの資器材を固定可能なように、艇体付ステンレスアイ 4 個及びゴムバンド 2 本 (端部にステンレスフック付) を艇内側面部に設けること。

また、通行に支障のない箇所にステンレスアイ 4 個 (甲板付) を設けていること。

(5) ドレン排出装置

艇内各所のドレンを排出する装置を設けること。

(6) 復原装置

転覆時に艇体を復原させる装置を設けること。

(7) 係留装置

船首 1 個、船尾 2 個の係船可能な装置を強固に取付けること。また、船尾のものは、曳航にも使用可能な金物 (破断力 1,120kg 以上) とすること。

(8) 艇体固縛用アイピース

艇体固縛用のアイピースを船首に 1 カ所、船尾に 2 カ所取付けること。上記係留装置と共用しても差し支えない。

(9) 吊り上げ金具

搭載艇揚降装置 (ミランダ式ポートダビット) に対応する一斉離脱式吊り上げ金具を船首及び船尾に設置すること。

リフティングスリングにより艇体を吊り上げるための金具を設けること。

吊り上げ金具は、燃料満載、全装備品搭載、最大搭載人員乗艇の状態で、搭載母船から海面に降下、又は、海面浮上状態からダビットに揚収する場合に、安全に吊り上げ可能な強度を有すること。また、吊り上げ時の安定性を考慮した配置とすること。

(10) 庁旗取付け金具

庁旗 (1 巾、縦 430mm、横 688mm) を構造物の中央部に取付け可能なよう金具を設けること。

(11) 赤色回転灯

赤色回転灯を指示する箇所に設けること。

(12) 庁名及び識別記号等表示

艇体中央両舷、救命浮環、救命胴衣に「海上保安庁」と表示すること。艇体に識別記号を表示すること。識別記号については別途指示する。

艇体に記す一文字の大きさは、約 150mm×150mm (白色) とすること。

(13) 船舶検査済票

船舶検査済票が構造物の見易い位置に貼り付けられていること。

貼り付け部は、「次回検査時期指定票」を貼り付けるためのクリアランスを確保すると共に、安易に損傷、紛失等の恐れが無いようにすること。

(14) マスト装置

航海灯用マスト装置は艇内から乗員が手動で容易に起倒、固定可能なものとし、電線端部には防水措置を施すこと。

航海用レーダー反射器を設置可能とすること。

また、灯火は海上衝突予防法及び海上交通安全法の規定についても考慮すること。

(15) 手摺装置

両舷の舷側部に乗員が身体を保持するためのロープ等を設けていること。船首部に2カ所、両舷に4カ所（各舷2箇所×2）、手摺を設けること。

(16) GPSプロッタ

保護箱を設け、操舵コンソールに設置すること。

(17) その他

本艇を搭載母船に揚収した際、係止帯と本艇の浮体部が接触する箇所の保護を行うこと。

4. 推進装置

(1) 推進装置は取扱い、点検が容易な配置とすること。

(2) 推進装置は強固に取付けられ、取付け部が振動の影響に耐えられるよう確保されていること。

プロペラガードが取り付けられること。

(3) 操縦席において船外機の始動、停止、回転速度調整及び前後進切替等の操作ができるよう遠隔操縦装置を設けること。同装置のケーブル類は艇体上部のガンネル内側等に収納し、点検及び交換が容易な配置とすること。

(4) ケーブル類は装置駆動部と干渉しないよう考慮して取付けること。

(5) 外装に出力の表示をしないこと。

(6) 充電発電機が付属していること。

5. 燃料油装置

(1) 燃料油タンクは重量及び振動に対して十分に耐える構造とすること。

(2) 燃料取出口は船のトリム及び動揺を考慮した位置に取付けること。

(3) 燃料計を設けること。

(4) 複数の燃料油タンクを搭載する場合、燃料油タンクを切り替えられる装置を設けること。

(5) 燃料搭載時の注意事項について、図書（取扱説明書）に明記するとともに、注入口付近に表示（シール貼付け等）していること。

6. 電源装置

- (1) 蓄電池は海水打ち込み時にも浸水しない箇所に、艇体の振動及び動揺に十分耐えるよう取付けること。
- (2) 船外機に付属する発電機により蓄電池に充電できること。
- (3) 蓄電池格納場所には気密のドレンプラグ等を設けること。

7. 配線

電源装置、充電用レセプタクル (U 種)、主機付属電装品、航海灯等に所要の配線をする事。

8. 試験

海上運転試験として、次の試験を行うこと。試験方法については、別添の海上運転要領書によること。

- (1) 速力試験 (連続最大出力において、プロペラガード未装着時及び装着時それぞれの速力計測、水深 5m 以上にて実施)
- (2) 続航試験 (連続最大出力において連続 30 分以上航走、各部異常の有無等確認)
- (3) 旋回試験 (可能な限り最大出力において前進中に右最大舵、左最大舵による旋回径等の計測)
- (4) 後進試験 (連続最大出力前進中→中立発令→後進発令→停止、時間等の計測)
- (5) 各種効力試験 (吊上げ確認 (リフティングスリング及び離脱装置)、チルトアップ航行を含む。)

第 4 章 図 書

提出図書一覧表

図書名称	協議用 図 書	完 成 図 書	備 考
完成図書目録	○	○	
要目表	○	○◎	本庁分 2 部 (完成図書には 側面写真を含む。)
一般配置図	○	○◎△	本庁分 2 部
艀装図	○	○◎	本庁分 2 部
中央切断図	○	○	
重量重心計算書	○	○	
復原性能計算書	○	○△	
船外機取付け部構造	○	○	
艇体構造材料表	○	○	
船外機遠隔操縦装置	○	○	
船外機メーカー図	○	○	
総合電路系統図	○	○	
取扱説明書 (GPS プロッターを含む。)	○	○△	
塗装要領及び標示要領書	○	○	
要具及び艀装品目録 (様式 1・2 参照)	○	○	
海上運転試験方案	○	—	
海上運転試験成績書 (試験方案を含む。)	—	○	
機器サービス体制一覧	○	○	
実測重量表	—	○◎	本庁分 1 部 (計測時の写真 を含む。)
推奨架台図面	○	○	
その他保守等に必要とされる図書	○	○△	

(注)

(1) ○印を付した図書は、それぞれ協議用図書、完成図書として作成すること。

ア 協議用図書は 2 部を印刷し、船舶課長に提出すること。(内 1 部は返却用)

イ 完成図書は印刷のうえ、ファイリングして配属管区船舶技術部(課)、本艇搭載母船建造請負造船所(本艇用)に各 1 部送付すること。

ウ 完成図書は文字検索可能な形式にて電子化のうえ、光学メディア(CD-R 等)に格納して船舶課長に 1 式提出すること。

なお、電子データは原則として AutoCAD 形式の DXF 形式ファイルとし、図面によらない図書は PDF ファイルとすること。

- (2) 過去に同一船型の納入実績を有する事業者が納入する艇であって、納入実績艇から変更事項がない場合は、船舶課長の承認を得て、協議用図書の一部または全部の提出を省略することができる。
- (3) 各図書は適宜統合又は分割することができる。
- (4) 各図書にはできるだけ質量を記入すること。
- (5) ◎印を付した図書は備考欄記載の部数を印刷のうえ提出すること。
- (6) △印を付した図書は各 1 部印刷のうえ、船舶課長及び配属管区船舶技術部（課）に提出し、また、保守及び運航に必要な図書として本艇引渡時に本艇に備えること。
なお、船舶課長及び配属管区船舶技術部（課）提出分は完成図書と一緒に納入すること。
- (7) 写真は、カラー写真とすること。
- (8) 複数の同型艇を納入する場合の完成図書の提出は次によること。
 - ア 配属管区が同じ場合、管区本部船舶技術部（課）送付分について、原則として 1 部として差し支えない。（この場合、搭載母船名等を見出し等に列記すること。）
 - イ 搭載予定船が同じ場合、本船送付分についても上記アと同様に扱って差し支えない。
 - ウ 船舶課長提出分について、原則として 1 部として差し支えない。（この場合、搭載母船名等を見出し等に列記すること。）

様式 1

予備品、要具及び装備品目録

番号	名称	形状 (略図寸法)	材質 (記号)	数量		参照 図面	符号	備考	収納 場所
				常用	予備				
1									
2									
3									

(JIS A4判)

様式 2

ぎ 装 品 目 録

番号	品名	仕様 (材質・規格)	単位	数量	頁	
					区分	
					装備位置	備考
1						
2						
3						

(JIS A4判)

海上運転要領書

1 一般

- (1) 海上運転試験時の状態
 - ア 試験時は、燃料満載、全装備品搭載、2名乗艇（乗員1名あたり75kgとする。）にて、計画喫水の10倍以上（水深5m）の水深が確保できる海域で行うこと。
 - イ 船底部に海洋生物の付着や著しい汚損のないこと。
 - ウ 重量（艇体、船外機、燃料、備品、乗員等）を記録すること。
- (2) 使用燃料油
海上保安庁の指定するものを用いること。
- (3) 速力の計測
マイルポスト又は電波計測装置等を使用すること。
- (4) 機関回転数
操縦席の機関回転速度計指示を計測すること。
- (5) 主機出力の計測
機関製造メーカー値（カタログ値等）によること。
- (6) 記録用紙
別紙「海上運転試験記録」によること。

2 速力試験

- (1) 試験方法
連続最大出力にて航走して計測を行うこと。電波計測装置等を使用して速力計測を行う場合は、同一海域を反方位にて1往復航走し、各速力記録は、表示値を5秒毎に5回計測し、最高値及び最低値を除く3回の計測値を平均することによって求めること。
- (2) 計測事項
別紙「海上運転試験記録」によること。
- (3) 注意事項
 - ア 速力計測の助走は十分に行うこと。
 - イ 各航走時は最小限の当て舵により試験コースを航走し、同一経路上を往復するように努めること。
また、電波計測装置等の速力計を使用する場合は計測位置が極力同一となるように努めること。
 - ウ 計測中は主機関回転数の調整は行わないこと。

3 続航試験

- (1) 試験方法
連続最大出力で30分以上連続航走し、各部に異常のないことを確認、平均速力、燃料消費量を計測すること。航続距離の算定に必要な場合は、他の出力においても同

様の計測を行うこと。

(2) 計測事項

別紙「海上運転試験記録」によること。

4 旋回試験

(1) 試験方法

出力は海上模様を勘案のうえ、危険のない範囲で最大の出力（連続最大出力を上限とする。）により実施する。

航走中、左右それぞれ最大舵角を取り、360度旋回する。この間、所要の計測を行うこと。

(2) 計測事項

別紙「海上運転試験記録」によること。

(3) 注意事項

ア 転舵発令前に直行して十分な惰力をつけること。

イ 原則として、発令時の風向は向風とすること。

5 後進試験

(1) 試験方法

連続最大出力で前進航走中、「中立」発令後、「後進（25%又は50%相当負荷）」を発令し、後進速力整定するまで航走する。この間、所要の計測を行うとともに、船体・機関等の各部に異常がないことを確認すること。

(2) 計測事項

別紙「海上運転試験記録」によること。

(3) 注意事項

クラッチ操作は原則として中立状態で止めることなく一気に後進まで引くこと。ただし、主機回転数が一定回転以下でないとき後進クラッチが入らない安全装置等が設置されている場合は除く。

6 各種効力試験

(1) チルト角を変えて航行状態（チルトアップにより船外機が船底面より上になる状態で航行可能なこと）を確認すること。

(2) 航走中における操舵装置の実際の作動状況を確認すること。

(3) ギ装品類の取り付け状況及び作動状況について問題のないことを確認すること。

(4) 着標位置を確認すること。

(5) 船体等に傷、漏れ等がないことを確認すること。

(6) 吊上げ試験を行い、艇体吊上げ姿勢に問題のないこと、各部に異常のないことを確認すること。

海上運転試験記録

船 名：

実施場所：

試験時の重量：

	重 量	内 訳 、 特 記 事 項
艇 体	kg	
船 外 機	kg	
燃 料	kg	
備 品	kg	
乗 員	kg	
合 計	kg	

1. 速力試験（連続最大出力で航走して計測を行う。）

開 始 日 時	年 月 日 時 分
終 了 日 時	年 月 日 時 分
計 測 方 法	(マイルポスト又は電波計測装置等)
水 深	m
波 高	m
風 向 ・ 風 速	の風 m/s
水 温	℃
海 水 比 重	

計 測 結 果	速 力	プロペラガード装着時	回 転 数
往 路	ノット	ノット	min ⁻¹
復 路	ノット	ノット	min ⁻¹
平 均	ノット	ノット	min ⁻¹

2. 続航試験（連続最大出力で30分以上連続航走する。）

開 始 日 時	年 月 日 時 分	
終 了 日 時	年 月 日 時 分	
燃 料 残 量	開 始 時	リットル
	終 了 時	リットル
速 力	ノット	
波 高	m	
風 向 ・ 風 速	の風 m/s	
水 温	℃	
異 常 の 有 無	有 ・ 無	

3. 旋回試験（いずれかの出力、最大舵角で旋回して計測する。）

機 関 出 力					/
開 始 日 時		年	月	日	時 分
終 了 日 時		年	月	日	時 分
計 測 方 法	旋回径は目測にて計測する。				
波 高					m
風 向 ・ 風 速	の風				m/s

計 測 結 果	左 旋 回	右 旋 回
開 始 時 速 力	ノット	ノット
回 転 数	min ⁻¹	min ⁻¹
旋 回 時 間	秒	秒
旋 回 径	約 m	約 m

4. 後進試験（前進中「停止」及び「後進」）

開 始 日 時		年	月	日	時 分
終 了 日 時		年	月	日	時 分
波 高					m
風 向 ・ 風 速	の風				m/s

中立発令より後進発令までの時間・航走距離	秒	m
後進発令より船体停止までの時間・航走距離	秒	m
船体停止より後進速力整定までの時間・航走距離	秒	m
前進速力・前進回転数	ノット	min ⁻¹
後進速力・後進回転数	ノット	min ⁻¹
異常の有無	有 ・ 無	

5. 各種効力試験（チルトアップ航行を含む。）

確認項目	確認日	良・否
チルト角を変えて航行状態（チルトアップにより船外機が船底面より上になる状態で航行可能なこと）を確認する。	月 日	
航走中における操舵装置の実際の作動状況を確認する。	月 日	
ぎ装品類の取り付け状況及び作動状況について確認する。	月 日	
着標位置を確認する。	月 日	
船体等に傷、漏れ等がないことを確認する。	月 日	
吊上げ試験を行い、艇体吊上げ姿勢及び各部の状況について問題のないことを確認する。	月 日	